

経済研究

第10巻 第4号

October 1959

Vol. 10 No. 4

厚生経済学の方法論に関する一考察

千 種 義 人

序

最近、厚生経済学は迷路に陥ってしまったように思われる。何か打開の途はないものであろうか。私はこの点を明らかにしたいと考えて、この分野における専門の学者達に意見を仰いだ。¹⁾ その結果、いくつかの点で多大の示唆を得たけれども、厚生経済学はやはり呻吟し続けているとの感を抱かざるを得なかった。厚生経済学をどのように発展させるべきかについて、どの学者からも明快な答えを得ることはできなかった。ヒックスは「自分は厚生経済学についてこれまで論文を書いてきたが、どれも不完全なので、今のところこれらをまとめて1冊の本にする気はない。厚生経済学をどう発展させるかはむづかしい問題だ」と語った。

サミュエルソンも、この問題の困難さを認め、「自分としては、生産が分配に及ぼす影響、及び分配が生産に及ぼす影響を分析すべきだと思う」というのである。そこで私は考えた。厚生経済学といっても、元来、確定的な体系があるわけではない。厚生経済学を体系化したのは、ピグウであるが、このほかにパレート及びパローネの体系もあり、ヒックスやランゲの体系もあり、バーグソンやサミュエルソン流の公式化もある。これらの各体系には共通なものがないわけではないが、この共通なものを抽出して、これが厚生経済学であるというわけにもゆかない。結局、厚生経済学にはきまった体系がないということになる。したがって、厚生経済学をどう発展させるべきかという問題についても一義的な解答はでてこないであろう。厚生経済学的な思想をもった学者達はその思想に導かれて、それぞれ自分の経済学を樹立し、それを発展させればよいのではなかろうか。学者にとっては、いわゆる厚生経済学をどう発展させるかではなく、自分の経済学をどのように発展させるかが、問題なのではなかろうか。私はこれを機会に、厚生経済学に対する私自身の考え方を整理し、厚生経済学の在り方について方法論的に反省しよう

1) 厚生経済学に関して意見を仰いだ学者は、ロンドン大学のロビンズ、オックスフォード大学のヒックス、リットル、ケンブリッジ大学のキャルドア、ミード、ドップ、ハーバード大学のバーグソン、M. I. T. のサミュエルソン、シュトロツ、カリフォルニア大学のスキトウスキー、ラーナー等である。スタンフォード大学のアロウは休暇中のため面会できなかったが、アロウの最近の意見については、同大学で研究している宇沢弘文氏から幾分聞くことを後た。

と思う。

1 近代経済学と厚生経済学

いかなる経済理論も、マックス・ウェーバーのいわゆる理想型である。それは何らかの価値理念に基づいて、価値関係的に構成されたものである。学者が経済現象をあるがままに観察し、何らかの法則を導出しようとする場合、現実における無限に多様なすべての要因を網羅的に観察することはできない。このようなことは、たとえ望ましいことであつたとしても、人間業では不可能である。そこで学者は、自己の有する価値理念に照らして、知るに値すると思われる少数の要因を選択して、これらの要因の組合せから生ずるであろう因果関係を究明しようとするのである。選択された要因の下で因果関係を帰結する推理の過程が理論であつて、その推理が経験律と論理に合致してなされる限り、その理論は客観的に成立するといわれる。しかしその理論の基礎にある学者の価値理念に客観性があるかどうか疑わしいのであるから、かくして得られた理論が現実に妥当するかどうか、或は他の学者達によって是認されるかどうかは、問題である。他の学者達は異った価値理念をいただき、それぞれの立場から異った要因を選択して、異った法則を導き出すかもしれない。価値理念に普遍性又は客観性がない限り、それぞれの価値理念の下に、異った経済理論が成立する。しかもそれらの中のどの経済理論が真理であるかを確定する方法がない。価値理念が対立し続ける限り、経済理論もまた対立を続ける。このような対立の典型的な例として、マルクス経済学と近代経済学をあげることができる。マルクス経済学は唯物史観という価値理念に基づいて経済理論を展開し、近代経済学者達は一般に、人間の物質生活の向上という観点から諸要素を選択して、法則を導いた。その結果として、2つの経済学は、同じ現実の経済を対象にしながら、異った法則を帰結しているのである。

経済学者はまた自己の価値理念に基づいて構成した経済理論を経済政策に応用しようとするであろう。経済学者の中には、政策目的を客観的に決

めることができないという理由から、政策に携わるべきでないと考える者もいる。しかしたとえその経済学者が自ら政策に関係しないとしても、実際家がその理論を政策に応用するかもしれない。経済理論はなに人かによって政策に利用されるのである。政策に利用され得ないような経済理論はいわば死せる科学であつて、そのような経済学は社会科学としての存在意義を持たないものである。ところが政策の目的と理論の出発点において前提された価値理念とは無関係なものではない。たとえば唯物史観を奉ずる人々は、労働者階級の解放を政策の目的として選ぶであろうし、人間の物質生活の向上を望ましいと考える人々は、生活水準の改善を政策目的として設定するであろう。経済政策を研究する学者にしても、或は経済政策の実際を担当する政治家にしても、自己の設定した政策目的に合致するような価値理念の下に構成された経済理論を経済政策に応用しようとするであろう。マルクス主義者は、労働者階級の解放のためにマルクス経済理論を応用するであろうし、近代経済学者は人間の物質生活改善のために近代経済理論を利用するであろう。

厚生経済学は、経済的厚生を増大を政策目的として設定し、その目的を実現するための手段を明らかにする学門であるといわれている。したがってそれは経済理論ではなくして経済政策学であるというのが通説である。²⁾ かりにこの通説にしたがったとしても、厚生経済学は近代経済学から切り離すことのできないものである。近代経済学の根柢には経済的厚生を増大が望ましいという価値理念がある。もとより経済的厚生を増大を厳密に定義することは困難であるが、大体にいて、それは社会の成員全体の物質生活の向上である。近代経済学的前提にある価値理念と厚生経済学によ

2) J. R. Hicks, "The Foundations of Welfare Economics," *Economic Journal*, Vol. 49, Dec. 1939, p. 696.

バーグソンは、厚生経済学は個々の市民にか或は役人に勧告することを目的とするものであると考えている。A. Bergson, "On the Concept of Social Welfare," *Quarterly Journal of Economics*, May 1954, pp. 240—243.

って設定されている政策目的は同じものなのである。更にまた厚生経済学が目的達成のための手段を明らかにする場合に利用するのは、専ら近代経済学の理論なのである。厚生経済学はまさに近代経済学の政策部門を占めている。以上のように厚生経済学を経済政策学であると定義することは、通説ではあるが、それは狭義の解釈である。もし理論と政策が全く別個のものであるとすれば、このような定義をとるべきであろう。しかしある理論の基礎には何らかの政策目的が想定されており、この政策目的を実現するためにその理論が利用されるとするならば、理論と政策は切り離すことはできないものである。もとより理論は客観的であり、政策は主観的である。しかしどんな理論も主観的な価値理念に関係して樹立され、しかもその理論は同じ価値理念によって与えられる政策目的に奉仕している。近代経済学者達は、マックス・ウェーバーの影響を受けて、理論と政策を峻別しようとした。しかし実際にはそれらを峻別することは不可能であった。何らかの価値理念によって理論と政策は結びつけられていたのである。近代経済学者の殆んどは、意識的にか無意識的にか、経済的厚生が増大が望ましいという価値理念をいただき、その立場から経済理論を樹立し、その理論によって得られた法則を利用して、経済的厚生増大のための方法を明らかにしようとしているのである。それ故に、もし近代経済学者達が理論と政策の峻別を固執し、自らは経済理論のみに携わるものであると主張し続けるならば、われわれは経済的厚生増大という価値理念によって導かれた経済理論と経済的厚生増大を目的として設定する経済政策学とを一体化した経済学体系に何らかの名称を付けねばならない。この際厚生経済学という名称こそ最も相応わしいものであろう。このような定義は厚生経済学を広義に解釈したものにはかならない。この定義の下では、近代経済理論は厚生経済学の理論部門を担当し、狭義の厚生経済学はその政策部門を担当することになる。³⁾ 私はこのような広義の厚生経済学体系を樹立しなければならないと考える。近代的経済学はこのような体系の下に初めて実践的経済学となり得るのである。

政策学としての狭義の厚生経済学を近代経済理論と結合して、理論と政策を一体化した広義の厚生経済学を樹立することが、今後の厚生経済学の1つの在り方となるであろう。

2 厚生経済学と支配的価値理念

厚生経済学は経済的厚生が増大が望ましいという価値理念を前提している。もしこの価値理念が少数の経済学者の個人的価値判断を意味するに過ぎないとすれば、この価値理念によって導かれた厚生経済学は、それら学者の概念的遊戯にとどまるものであって、現実の政策に利用され得ないであろう。厚生経済学が現実の政策に役立つためには、経済的厚生が増大が望ましいという価値理念が、広く国民の間に支持され、したがってその時代の民主主義的政府によって政策の目的として選ばれ得るものでなければならない。国民のすべてがこの価値理念をいだかなければならないというのではない。国民の大部分したがって世論がこれを支持するようなものであればよいのである。すなわち支配的価値理念であることを必要とする。この支配的価値理念が客観的に正しいという保証はない。それは結局において主観的価値判断なのである。しかしそれは単なる1個人の価値判断とは区別されなければならない。それは広く一般の人々によって受入れられ、その社会の指導理念となり得るものである。

では経済的厚生が増大は、このような支配的価値

3) この定義の下では、アダム・スミス以後の古典派経済学、新古典学派、限界効用学派、均衡理論はもとより雇用・成長・国民所得・景気循環・産業連関などに関する現代経済理論はすべて厚生経済学の体系の中に包含される。これらの経済学はすべて物質生活の向上という観点から理論を樹立し、この理論をその同じ目的に応用しようとしている。マルクス経済学は厚生経済学かどうかという疑問を生ずるかもしれない。それが労働者階級の解放とか社会主義革命のみを目的とする限り、厚生経済学ではあり得ない。しかしかりにそれが社会主義革命を起すことによって、労働者階級のみならず、国民全員の物質生活の向上が可能になると考えているならば、それもまた一種の厚生経済学であるかもしれない。しかし厚生経済学はその発展の歴史から見て、近代経済学とのみ結合さるべきものと解したい。

価値理念たり得るであろうか。これに答えるためには、経済的厚生の意味を正確に規定することが必要であると考えられるかもしれない。しかし経済的厚生の増大が支配的価値理念であるかどうかを論ずる場合には、経済的厚生の厳密な規定が必要ではない。何故なら人々は一般に厳密に規定された意味での経済的厚生の増大を望ましいと判断するのではなく、漠然と経済的厚生の増大を望ましいと考えているに過ぎないからである。人々が経済的厚生の内容として普通に考えていることは、社会の成員の物質生活の向上ということであろう。人間の経済的欲望に比して欲望充足手段が稀少している状態においては、誰でも物質生活を豊にすることを願うであろう。物質生活の向上を欲しない人がいたとしても、それは例外である。人間生活の実際に照らして物質生活の向上が望ましいという判断は支配的価値理念である。更にまた欲望充足手段が稀少している社会において、その手段の大部分が少数の人々の所有となり、小部分が多数の人々に分たれているというような状態は、望ましいとは判断されないであろう。富者にとっては、富の偏在は望ましいかもしれないが、近代社会における一般通念としては望ましくないと考えられている。社会の成員全体の物質生活の向上が望ましいというのが、近代社会における支配的価値理念であろう。政府が経済政策を遂行しようとする場合、このような支配的価値理念に導かれて政策目的を設定しなければならないであろう。いかなる政党が、政権を獲得したとしても、社会の成員全体の物質生活の向上を考えないわけにはゆかない。このような意味において、経済的厚生の増大は支配的価値理念たり得ると思う。かりにこれが支配的でないとすれば、これに代るべきいかなる価値理念が支配的であり得るであろうか。もとよりこの支配的価値理念が客観的に正しいということとはできないし、すべての人によって是認されているとも限らない。しかしわれわれ個人の経済生活の経験から判断しても、また資本主義経済の歴史に照らしても、この理念程に広く支持され得るものはない。現在、アメリカもイギリスも、日本も、そして他の資本主義国もすべて福祉

国家の建設を目指している。社会主義国すらも国民の物質生活の引上を主要な目的としている。したがって現在の世界のどの国においても広く支持されている理念は、経済面に関する限り、経済的厚生の増大であるといつて間違はないと信ずる。

もとより経済的厚生の増大が支配的価値理念であることを科学的に論証することはできない。しかし以上述べたような意味において、それが支配的たり得ると想定することは許されよう。そうであるとすれば、この価値理念に導かれて、経済的諸要因を選択して、経済理論を構成し、この理論を経済的厚生増大のために応用することは、経済学者としてなさねばならないことであると思われる。近代経済学者の中には、物質生活の向上という価値理念を前提として経済理論を樹立しながらも、物質生活の向上という目的設定は客観的ではないという理由から、経済政策に関与すべきではないとする者がいる。これは全く奇妙である。物質生活の向上はそもそも客観的な価値理念ではない。しかしこの価値理念に基づいて経済理論を樹立したのであるから、この理論を物質生活の向上を目的とする経済政策に利用するのが当然であろう。理論と政策はこの意味において結合されなければならない。

3 経済的厚生の定義上の問題

経済的厚生の増大という価値観から経済的諸要因を選択し、何らかの経済理論を構成したとしよう。例えば、価格の理論、独占の理論、経済成長の理論、景気変動の理論、雇用の理論、日本経済の理論等々。次の段階ではこれらの理論を経済政策に応用しなければならない。この際何よりも先づ経済政策の目的を設定しなければならない。さきにこの目的は支配的価値理念によって決定されるものと考え、このような理念として、経済的厚生の増大を想定した。したがって、経済政策の目的は当然にして経済厚生の増大でなければならない。目的が設定されるならば、次いで目的を実現するための手段を明らかにすべきである。しかしその場合、目的を厳密に規定することが必要となる。経済的厚生の増大というのは余りにも漠然

としている。それは社会の成員の物質生活の向上であるといっても、余りにもつかみどころのない内容である。したがって経済的厚生をどのように定義するかが問題となる。これを何らか明瞭な方法で定義しようとするのが、従来の厚生経済学の主たる仕事であった。われわれは経済的厚生増大の意味を正確に定義し、その定義された意味での目的を実現するためにどうすればよいか、価格の自由決定が望ましいか、独占が望ましいか、成長が望ましいか等々を、さきに樹立した経済理論を応用して分析しなければならない。

経済的厚生は社会的厚生の一部である。人間は経済生活のみならず、政治、道徳、文化及び宗教上の種々の生活を営んでいる。これらの各生活にそれぞれ対応する厚生がある。ピグウは人の満足及び不満足のうちで直接又は間接に貨幣によって測定され得る部分を経済的厚生と呼び、これを非経済的厚生から分離する。⁴⁾ この方法で問題になることは、第1に経済的厚生を非経済的厚生から孤立化させることは正しいかどうか、第2に、経済的厚生を貨幣によって測定され得るものに限定することは許されるかどうかである。第1の問題についてピグウは、何らかの原因によって経済的厚生が影響されることを確認した場合、「特別の反対の証拠がない場合に限り」、この影響を、全厚生に対する影響と、「その大いさにおいて異なるとも、おそらく方向において相等しいものとみなしてよいであろう」といって、経済的厚生を他の厚生から孤立化させる研究方法を正当化した。⁵⁾ われわれは現実において政治と経済との対立、或は経済と倫理との離反など、「特別の反対根拠」のある場合にしばしば遭遇するけれども、それにもかかわらず、経済学者としては、ピグウの方法を容認しなければならない。第2の問題についても、経済的厚生と非経済的厚生とを区別し難い場合があり、また貨幣で測られた厚生と真の経済的満足とが必ずしも一致しないけれども、しかもなお貨幣以外に経済的満足を測る適当な尺度がないことを認めなければならない。⁶⁾ それ故にこの2

つの問題については、実際的にはピグウの方法に従わざるを得ないように思われる。

次いでピグウは経済的厚生という主観的なものを何らか客観的なものによって把握しようとし、国民分配分又は国民所得を経済的厚生の客観的対応物であると考え、経済的原因は国民所得の形成と使用を通じて経済的厚生に作用するという。⁷⁾ 経済的厚生は必ずしも国民所得と対応するものでなく、また実質国民所得の算出に技術的困難があるにもかかわらず、われわれはピグウの方法を実際的には是認せざるを得ない。真の経済的厚生は消費者余剰であるという意見もあるが、これは測定し難いものであるから、このような概念を用いることは実り多い方法ではない⁸⁾。

ピグウは経済的厚生と国民所得との間に次のような関係があると考え、「多くの限定の下においてであるが、社会の経済的厚生は、(1)国民分配分の平均量が大きければ大きいほど、(2)貧者に帰属する国民分配分の平均取得分が大きければ大きいほど、また(3)国民分配分の年々の量と貧者に帰属する年々の取得分との変動が少なければ少ないほど、ますます大きくなるらしい⁹⁾」と主張する。この3つの命題こそ、ピグウの設定する政策目的である。のみならずそれは現在、殆んどあらゆる国が政策目的として選んでいるものなのである。個々の具体的目的はこの命題に照らして決定されている。

ところで問題は、このような3命題は、客観的又は科学的に設定され得るものなのかどうかにある。もしこの命題の客観性が証明されなければ、厚生経済学は実証科学として成立し得ないのではなかろうか。

6) 同, pp. 28—33.

7) 同, p. 39.

8) J. R. Hicks, *ibid.*, pp. 697—8. この点についてのサミュエルソンの見解については、大石泰彦氏「サミュエルソンの厚生経済論」『理論経済学の諸問題』p. 313. その他の論文については、福岡・千種共著『厚生経済学の理論』p. 190. を参照。

9) 永田清監修『ピグウ厚生経済学』序文, p. 57.

4) 永田清監修『ピグウ厚生経済学』p. 13.

5) 同, pp. 17—27.

4 厚生経済学と価値基準

ピグウの3命題が成立し得るためには、第1に社会の成員の経済的欲望満足の総計の極大が望ましいという功利主義或は消費者優越の思想を前提しなければならない。この思想の正当さをわれわれは科学的に論証することはできない。例えば人々は無智や意志薄弱のために健康上や倫理上有害な財を需要することがある。この場合、国家干渉によって、このような財の消費を禁止することが望ましいかもしれない。また消費財の供給を減らして、軍備をした方が望ましいと考えられる場合があるかもしれない。したがってピグウの命題は社会の成員全体の経済的満足の極大が望ましいという思想が支配的である社会においてのみ、現実への妥当性をもっている。

第2に、個人間の効用比較が可能であるという想定がなされている。社会の全員の経済的満足の極大が望ましいというからには、各個人の経済的満足を何らかの共通尺度で比較し、これらを総計することが可能であると考えなければならない。しかしロビンズによって指摘されたように¹⁰⁾、目的体系を異にした各人の効用を共通尺度で比較することはできない。ただ各個人の欲望満足能力が均等であり、かつ所得分配が平等である場合には個人間の効用比較は可能となる。しかし個人の欲望満足能力は均等ではない。又平等主義の想定が望ましいかどうかを科学的に判断することもできない。この判断は主として人道主義や政治及び倫理上の立場からなされる。厚生経済学でなし得ることは、これを支配的価値理念として前提することだけである。したがってこの前提が一般的に支持されるような社会においてのみ、ピグウの命題は政策に応用され得ることになる。

キャルドアやヒックスは、個人間の効用比較が不可能であっても、なおかつ経済的厚生を増大を

科学的に立証し得る場合のあることを論証した¹¹⁾。即ちある経済的原因によって利益を得た者から、それによって損失を蒙った者へ補償し、しかもなおかつ差引純利益が残る場合には、その経済的原因は望ましいといえる。ヒックスは「いかなる再編成も他人の状態をより悪化せしめないという条件の下に各人ができる限り有利な状態に進んだ場合」を、「経済組織の最適編成」と呼び¹²⁾、ある人の状態の改善が他人の状態を悪化せしめる場合にも、「補償」の方法を用いることによって、経済組織が最適編成であるかどうかを確かめることができる考えた。かくして個人間の効用比較の可能性を前提することなしに、経済的厚生を増加を立証し得るかなり広い領域が存在すると主張する。しかしこのような方法すらも、何らかの価値基準から免れ得ない。キャルドア自身認めているように、それは「各個人がより少い満足よりもより大きな満足を選ぶ」という基本的仮設に基づいて「確固たる基礎の上に立っている」のである¹³⁾或はハロッドが述べているように、「もしある個人が財 X を財 Y よりも好むならば、この個人が財 X を得ることは経済的に望ましい。同様にしてその個人が労働 X を労働 Y よりも好み、或は X を Y よりも嫌うことが少いならば、彼は労働 X に従事することが経済的に望ましい」¹⁴⁾ という「経済的基準」を前提にしている。このような「基本的仮設」ないしは「経済的基準」を前提にする限りは、「経済組織の最適編成」を客観的に立証することのできる分野がある。しかしこの「経済的基準」すらも1つの価値命題である。それはアダム・スミス以来、経済学において一般的に支持されてきたものではあるが、それはやはり科学的にはその正しさを証明し得ない1つの価値

10) L. Robbins, *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, 1932, Chap. VI. 及び L. Robbins, "Interpersonal Comparison of Utility: A Comment", *Economic Journal*, Dec. 1938.

11) N. Kaldor, "Welfare Propositions of Economics and Interpersonal Comparisons of Utility", *Economic Journal*, Sept. 1939. J. R. Hicks, "The Foundations of Welfare Economics", *Economic Journal*, Dec. 1939.

12) J. R. Hicks, *ibid.*, p. 701.

13) N. Kaldor, *ibid.*, p. 551.

14) R. F. Harrod, "Scope and Method of Economics." *Economic Journal*, Sept. 1938, p. 389.

命題である¹⁵⁾。

更にヒックスの方法が科学的であるためには、個人間の所得分配の変化が経済的厚生に影響を与えないという前提を設けなければならない。ある経済的原因によって損失を蒙った人々に対して補償をなし、その人の実質所得を以前と同様に保ったとしても、それによつて利益を得た人の実質所得が以前よりも増加するならば、損失を蒙った人は不満を感じるであろうから、社会の経済的厚生は必ずしも増加したとはいえない。但し、この場合、所得の増加した人は優越感を持つであろうから、それに相当するだけ経済的厚生は余分に増大し、この増加分が経済的厚生の減少分を相殺するかもしれない。しかしこのようなことが起るといふ保証はない。バーグソンは「個人の厚生は彼自身の消費に依存するのみならず、他人の消費にも依存する」ことを指摘して¹⁶⁾、この問題に注意を喚起している。

ヒックスの方法は、分配について何らの基準をも示すことはできない。「経済組織の最適編成」は分配のいかんによつて支配されるにもかかわらず、ヒックスは分配に関しては客観的基準がないという理由で、分配面を考察外におく。しかし分配面においても、何らかの価値命題を設定して、その下での最適状態を規定することはできるのではなからうか。

このような可能性を明らかにしたものは、バーグソン、サミュエルソン及びランゲ等である。バーグソンは、社会的厚生は、経済的及び経済外的のあらゆる諸要因によつて決定されると考え、社会的厚生をこれら変数の函数として示した。これ

が社会的厚生函数である。次いで経済外的要因を所与として、これらの変数から除外し、経済的厚生を経済的諸量の函数として示し、これを経済的厚生函数と呼ぶ。バーグソンの場合、社会的厚生函数と経済的厚生函数との間の関係が明瞭でないけれども、このようにして定義された函数の中には、経済的厚生に影響するあらゆる要因を形式的にはあるが考慮することができる¹⁷⁾。ランゲは、所得分配は、社会の代理機関、例えば国会によつてなされる個人々々に対する価値評価に基づいて決定されるものとする。この評価を函数の形で表わしたものを社会的価値函数と呼ぶ。この函数の形が与えられるならば、その下での分配の最適状態が決定される¹⁸⁾。

このようにして、所得分配もまた厚生経済学の取扱い得るところとなるものであるが、問題は社会的函数又は社会的価値函数に具体的な形を与えることである。この函数は形式的にはいかなる形をもとることができる。それは民主主義の社会でも、全体主義の社会でも、いかなる社会においても形式的には妥当する。しかしこのような一般的形式化は実践的意味をもっていない。それ故にわれわれはいかなる形をこの函数に与えるかを決めなければならぬ。そのためには、先づ、何らかの価値基準を設定しなければならない。この価値基準はいかにして決定されるか。これを客観的又は科学的に決め得るであろうか。このことの不可能なことは、前述した如くである。われわれは支配的価値理念に導かれて、この価値基準を設定するよりほかに方法はない。いま何らかの価値基準を設定したとすれば、この価値基準の下で、社会的厚生函数の形が決定される。しかるにアローによ

15) キャルドア及びヒックスより以前に、バレートが個人間の効用比較を回避して、経済的厚生極大の条件を求めているのであるが、この場合に前提されている価値命題はヒックスの場合と同じであつて、バーグソンはこれを「個人的選択の基本的価値命題」と呼んでいる。A. Bergson, "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics", *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1938. 及び熊谷尚夫氏『厚生経済学の基礎理論』pp. 79—80 を参照。

16) A. Bergson "On the Concept of Social Welfare", *Quarterly Journal of Economics*, May 1954, pp. 251—2.

17) A. Bergson, "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics", *Quarterly Journal of Economics*, Feb. 1938. 福岡・千種『厚生経済学の理論』第4章、熊谷尚夫氏『厚生経済学の基礎理論』第1章への附録参照。サミュエルソンの公式化については、大石泰彦氏「サミュエルソンの厚生経済論」『理論経済学の諸問題』を参照。

18) O. Lange, "The Foundations of Welfare Economics", *Econometrica*, July-Oct. 1942. 山田雄三氏『ピグー厚生経済学』pp. 201—212. 及び福岡・千種『厚生経済学の理論』第6章参照。

って証明されたように、消費者主権の条件の下で首尾一貫した矛盾のない社会的厚生函数を求めることは不可能である¹⁹⁾。バーグソンは、アローの定理は政治理論の特殊の場合に関するもので、厚生経済学とは何の関係もないという²⁰⁾。しかしこの函数を決定するものが個人であれ、政府であれ、或は何らかの集合的決意作成の結果であるにせよ、アローの定理は厚生経済学と無関係ではない。われわれはアローの条件を緩和して、矛盾のない社会的厚生函数を導くか、或は矛盾があったとしても、その矛盾を含んだままの社会的厚生函数を前提するかしなければならぬ。また選択した支配的価値理念の下に、首尾一貫した社会的厚生函数が導かれない場合には、そのことを明示して、支配的価値理念を修正するように努めなければならぬ

19) K. Arrow, *Social Choice and Individual Values*, 1951. 山田雄三氏, 久武雅夫氏編『社会的評価の研究』参照。

20) A. Bergson, "On the Concept of Social Welfare", *Quarterly Journal of Economics*, May 1954, p. 249.

い。

かくして厚生経済学においては、何が支配的価値理念であるかを想定することから、始めなければならぬ。その際、現在の社会においては前述したピグウの価値基準を選ぶべきであると考えられる。ピグウの厚生経済学は理論的には多くの欠点を含んでいるけれども、現実への利用性という観点からすれば、最も優れた用具を提供している。ピグウの価値観念に立った厚生経済学の発展が望まれるのである²¹⁾

21) ピグウの方法を発展させるべきであるという見解は、ミード及びバーグソンによって語られた。サミュエルソンはピグウにも新厚生経済学にも賛成しないと言明した。シュトロツやスキトフスキーはサミュエルソンとほぼ同じ立場である。リットルは資本の蓄積と経済的厚生の関係に興味があるといった。キャルドアは実質所得の測定に困難があるといった。ラーナーは分配の価値基準に客観性があることを主張して、譲らなかつた。宇沢氏によれば、アローは現在、社会的厚生函数についての自説を固執していないとのことであった。